

外国人材活用実態調査分析業務委託
企画提案募集要領

1 目的

本県では、生産年齢人口の減少等に伴う人手不足が深刻化しており、それを補う形で外国人労働者数が増加している。

このような中、県内における外国人労働者の活用状況や課題、今後の受入れのニーズ等を把握し、外国人材の安定的な確保、活躍を推進するために調査・分析を行う。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
外国人材活用実態調査分析業務委託
- (2) 契約期間
契約締結日から令和6年12月27日（金）まで
- (3) 業務概要
別添「企画提案仕様書」参照
- (4) 契約上限額
4,687千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※履行完了までに要する全ての経費を含む。

3 企画提案の内容

企画提案にあたっては、本事業の目的及び仕様書の内容を考慮した上で、以下の内容を含むことを基本とする。

- (1) 調査項目に係る提案（仕様書3（1）、（2）、（3））
以下の調査における調査項目をそれぞれ具体的に示し、その提案に至った考え方を示すこと。
 - ① 県内監理団体へのアンケート調査
 - ② 県内登録支援機関へのアンケート調査
 - ③ 県内外国人労働者雇用事業所へのアンケート調査
 - ④ 県内外国人労働者未雇用事業所へのアンケート調査
- (2) 調査対象事業所数に係る提案（仕様書3（3））
以下の調査における調査対象事業所数と分析に必要な事業所数をそれぞれ示し、その提案に至った考え方を示すこと。併せて、調査対象事業者の抽出条件を示すとともに、その提案に至った考え方を示すこと。
 - ① 県内外国人労働者雇用事業所へのアンケート調査
 - ② 県内外国人労働者未雇用事業所へのアンケート調査
- (3) 分析に係る提案（仕様書3（4））
本事業の目的を達することのできる分析方法を具体的に示すとともに、その提案に至った考え方について示すこと。
- (4) 追加提案
本仕様に定めのない内容であっても、調査の充実・促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

4 応募に係る資格要件

次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
 - (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。
また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募に係る資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が上記2（4）に定める額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する際、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案募集開始 令和6年4月24日（水）
- (2) 質問書の提出期限 4月30日（火）17時

- | | |
|------------------|--------------|
| (3) 質問への回答の掲載 | 5月7日(火) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 5月10日(金) 17時 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 5月21日(火) 17時 |
| (6) 受託事業者決定・契約締結 | 5月下旬頃 |
| (7) 履行期限 | 12月27日(金) |

7 質問の受付

(1) 提出方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式1)を作成の上、電子メールにて送付すること。

なお、メールの件名は「【質問書】外国人材活用実態調査分析業務委託(会社名)」とすること。

また、メール送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和6年4月30日(火) 17時(必着)

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者に対して令和6年5月7日(火)を目処に、鹿児島県ホームページに掲載する。

8 参加申込書並びに企画提案書の提出

(1) 参加申込書

① 提出書類

企画提案参加申込書(様式2)

本企画提案への参加を希望する者は、提出すること。

② 必要部数

1部

③ 提出期限

令和6年5月10日(金) 17時(必着)

④ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はファックス

ただし、電子メール又はファックスにて提出する場合は、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

(2) 企画提案書

① 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式3)

法人(団体)名、住所、代表者、担当者名を記載すること。

イ 企画提案書

以下の内容を含む提案とすること。

a 企画説明書

b 事業実施のスケジュール

c 事業実施体制

d 過去に受託した類似の業務実績

ウ 参考見積書

- ・ 事業費の総額，内訳を明記すること。
- ・ 提案にあたっては，上記 2（4）を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積については，審査の結果，受託候補者として選定された者に改めて依頼する。

エ 会社等概要書

会社概要（経営理念・方針，現在の事業内容，組織体制（組織図等））

オ 応募資格誓約書（様式 4）

カ 誓約書及び役員名簿（様式 5）

鹿児島県警察本部に照会するために使用する。ただし，鹿児島県の入札参加資格者名簿に記載されている場合は，提出を不要とする。

② 提出部数

6 部（原本 1 部，副本 5 部）

③ 提出期限

令和 6 年 5 月 21 日（火）17 時（必着）

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も提出期限内に到着すること）

9 企画提案書の作成に係る留意事項

- (1) 企画の提案は，1 者につき 1 案に限る。
- (2) 企画提案書の規格は，A 4 版横書きとする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。
- (4) 採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。
- (5) 受託者決定後は，委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし，企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (6) 企画提案書作成及び提出に要する経費は，企画提案者の負担とする。
- (7) 必要により，追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- (8) 企画提案書は，受託者選定作業等必要な範囲において，複製することがある。
- (9) 企画提案書提出後の辞退は認めない。

10 審査方法及び審査結果

(1) 審査・選考方法

提出された企画提案に対する審査委員会を開催し，書類審査の結果，最も内容が優れているとされた企画提案書を提出した者を最優秀提案者として選定する。（※プレゼンテーションは行わない。）なお，審査に際し，企画提案書の内容等について確認を要する事項がある場合には，企画提案者に対し問合せを行う。

(2) 審査・選考基準

審査・選考基準については，次の各号に合致するものとし，審査に際し，別に定めるものとする。

ア 事業の趣旨，内容に沿った企画提案であること。

イ 実施体制などを含めて，業務遂行が確実なものであること。

ウ 必要経費などが適正に計上されていること。

(3) 審査結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。
なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

11 契約の締結

最優秀提案者に選定された事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 契約の締結

委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、必要に応じて委託者との協議により、業務の履行に必要な具体の履行条件などの調整を行うこととする。

(2) 委託金額

事業を実施するための必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記2(4)に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託の禁止

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 提出先及び問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部 外国人材政策推進課 外国人材企画係 担当：野下

住所：〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 10階

電話：099-286-3025 Fax：099-286-3599

Mail：g-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp